

あきしま区画整理だより

【第二工区版・第三工区版共通】

令和4年9月発行

発行:昭島市都市計画部区画整理課 〒196-0022 東京都昭島市中神町 1136-16

☎042-545-4100 FAX042-541-4570 メールアドレス kukakuseirika@city.akishima.lg.jp



昭島市公式キャラクター:アッキー&アイラン

昭島都市計画中神土地区画整理事業 事業計画変更案の縦覧について

中神土地区画整理事業区域のうち第二工区北ブロック・西ブロック及び第三工区は土地区画整理以外の整備手法とすることから、土地区画整理法第55条の規定に基づき、事業計画変更案の縦覧を行います

【主な変更内容】

第二工区は下の図のオレンジ色の区域に縮小し（第二工区北ブロック・西ブロックは土地区画整理事業区域から除外）、第三工区についても土地区画整理事業区域から除外します。また、区域の縮小・除外に伴い、事業期間や事業費等を変更するものです。

◎縦覧

[縦覧期間]

9月20日(火)～10月3日(月)
※土曜・日曜日、祝日も含みます。

[縦覧時間]

午前8時30分～午後5時15分
※正午～午後1時を除きます。

[縦覧場所]

昭島市土地区画整理事務所
(昭島市中神町 1136-16)



[ご来所の際のお願い]

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご来所の際は、マスク着用のうえ、入口での検温・消毒のご協力をお願いします。また、密を避けるため混雑状況によりお待ちいただく場合がありますので予めご了承ください。

昭島都市計画中神土地区画整理事業区域の変更案について

赤線枠が現在の事業区域



【意見書の提出について】

土地区画整理法に規定する「利害関係者」（中神土地区画整理事業に関係のある土地又は土地に定着する物件について権利を有する方）は、事業計画変更案について意見がある場合、意見書を提出することができます。

【提出期間】令和4年9月20日（火）～令和4年10月17日（月）

（郵送の場合は、10月17日消印有効）

【提出先】〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都都市整備局 市街地整備部 区画整理課（東京都庁第二本庁舎 11 階北側）

※意見書の様式は問いませんが、東京都知事あてとし、ご意見と住所・氏名・電話番号を記入してください。

《今後の事業区域のまちづくりについて》

事業計画変更後のまちづくりについて、第二工区駅前ブロックについては、引き続き土地区画整理事業を継続し、早期完了を図るとともに、第二工区北ブロック・西ブロック及び第三工区については、事業区域が除外されることから、「中神駅北側地域整備計画」に基づき、土地区画整理事業によらないまちづくりを進めてまいります。なお、「中神駅北側地域整備計画」は、9月に行われる市議会全員協議会での協議を経て策定する予定です。